

東日本大震災復興対策本部の設置について

- 東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第76号）（抜粋）
- 東日本大震災復興対策本部令（平成 23 年政令第182号）
- 東日本大震災復興対策本部事務局職員の任命権の委任について（平成 23 年 6 月 24 日閣議決定）

○東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）（抄）

第 3 章 東日本大震災復興対策本部

（設置）

第 11 条 内閣に、東日本大震災復興対策本部（以下「本部」）を置く。

（所掌事務）

第 12 条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 東日本大震災復興基本方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 二 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

（東日本大震災復興対策本部長）

第 13 条 本部長は、東日本大震災復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（東日本大震災復興対策副本部長）

第 14 条 本部に、東日本大震災復興対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び東日本大震災復興対策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、東日本大震災からの復興のための施策の推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（東日本大震災復興対策本部員）

第 15 条 本部に、東日本大震災復興対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣
- 二 内閣官房副長官、関係府省の副大臣若しくは大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

（幹事）

第 16 条 本部に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。

(現地対策本部)

第17条 本部に、第12条(第1号を除く。)に規定する事務の一部を分掌させるため、地方機関として、所要の地に現地対策本部を置く。

- 2 現地対策本部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。
- 4 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。
- 5 現地対策本部に現地対策本部員を置き、国の関係地方行政機関の長その他の職員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

(東日本大震災復興構想会議の設置等)

第18条 本部に、東日本大震災復興構想会議を置く。

- 2 東日本大震災復興構想会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 本部長の諮問に応じて、東日本大震災からの復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を本部長に建議すること。
 - 二 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に本部長に意見を述べること。
- 3 東日本大震災復興構想会議は、議長及び委員25人以内をもって組織する。
- 4 議長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する合議制の機関)

第19条 前条第1項に定めるもののほか、原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する重要事項について、当該災害の復旧の状況等を踏まえ、特別に調査審議を行わせるため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、本部に、関係地方公共団体の長及び原子力関連技術、当該災害を受けた地域の経済事情等に関し優れた識見を有する者で構成される合議制の機関を置くことができる。この場合において、当該機関による調査審議は、東日本大震災復興構想会議による調査審議の結果を踏まえて行われなければならない。

(資料の提出その他の協力の要請)

第20条 東日本大震災復興構想会議及び前条に規定する合議制の機関(以下「東日本大震災復興構想会議等」という。)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 東日本大震災復興構想会議等は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であって調査審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第 21 条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

5 事務局に、現地対策本部に対応して、事務局の所掌事務のうち当該現地対策本部に係るものを処理させるため、現地対策本部事務局を置く。

(主任の大臣)

第 22 条 本部に係る事項については、内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第 23 条 この章に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○東日本大震災復興対策本部令（平成 23 年政令第 182 号）

（現地対策本部の名称、位置及び管轄区域）

第 1 条 東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）に置かれる現地対策本部の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
岩手現地対策本部	盛岡市	岩手県
宮城現地対策本部	仙台市	宮城県
福島現地対策本部	福島市	福島県

（東日本大震災復興対策本部長補佐）

第 2 条 本部に、東日本大震災復興対策本部長補佐（以下「本部長補佐」という。）2 人を置く。

- 2 本部長補佐は、内閣官房副長官又は関係府省の副大臣若しくは大臣政務官たる東日本大震災復興対策本部員のうちから内閣総理大臣が任命するものをもって充てる。
- 3 本部長補佐は、東日本大震災復興対策本部長（以下「本部長」という。）の命を受け、本部の事務局（以下単に「事務局」という。）の事務の総括及び事務局の職員の指揮監督に係る本部長の職務について本部長を補佐する。

（東日本大震災復興構想会議の議長及び委員の任期等）

第 3 条 東日本大震災復興構想会議（以下「会議」という。）の議長及び委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 議長及び委員は、再任されることができる。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 議長及び委員は、非常勤とする。

（会議の議長代理）

第 4 条 会議に、議長代理二人以内を置き、委員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

- 2 議長代理は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。議長代理が二人置かれている場合にあっては、あらかじめ議長が定めた順序で、その職務を代理する。

（会議の特別顧問）

第 5 条 会議に、特別の事項について助言を求めるときは、特別顧問一人を置くことができる。

- 2 特別顧問は、卓越した識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する。
- 3 特別顧問は、非常勤とする。

(会議の専門委員会)

- 第6条 会議は、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは、その議決により、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する委員二十人以内をもって組織する。
 - 3 委員は、非常勤とする。
 - 4 専門委員会に委員長を置き、当該専門委員会の委員のうちから会議の議長が指名する。
 - 5 委員長は、当該専門委員会の事務を掌理する。
 - 6 専門委員会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

(事務局次長)

- 第7条 事務局に、事務局次長三人以内を置く。
- 2 事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
 - 3 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

(事務局の参事官)

- 第8条 事務局に、参事官二十五人以内を置く。
- 2 参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
 - 3 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

(現地対策本部事務局長)

- 第9条 現地対策本部事務局に、現地対策本部事務局長を置く。
- 2 現地対策本部事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
 - 3 現地対策本部事務局長は、当該現地対策本部に係る現地対策本部長の命を受け、当該現地対策本部事務局の局務を掌理する。

(事務局長等の勤務の形態)

- 第10条 事務局長、事務局次長及び参事官並びに現地対策本部事務局長は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

(本部の組織の細目)

- 第11条 この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

(本部の運営)

- 第12条 この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部

長が本部に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この政令は、公布の日から施行する。

第2条 (略)

○東日本大震災復興対策本部事務局職員の任命権の委任について
(平成 23 年 6 月 24 日閣議決定)

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）の施行（平成 23 年 6 月 24 日）により内閣に東日本大震災復興対策本部が設置されたことに伴い、下記の事項を定めることとする。

記

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 55 条第 2 項の規定に基づき、事務局職員の任命権は、東日本大震災復興対策本部長である内閣総理大臣に委任する。ただし、事務局職員のうち、期間業務職員の任命権は事務局長に委任する。